



市の木つげ



市の花さつき

広報えびな

年金特集

発行・敬老名市役所・敬老名市区分155/編集・秘海広報課/電話・31-2111(代)/〒243-04

毎月1日・15日発行

4月1日スタート



国民全員の年金に

女性の年金受給権を確立

いよいよ、新国民年金の制度が四月一日からスタートします。すでに、一部の方の手続きも始まりましたが、私たちの年金はどうなるのでしょうか、と不安に思っている方もいるのではないのでしょうか。そこで、今回は号外で「年金特集」を組みました。

改正のねらいは？

Q、今回の年金法改正のねらいは何ですか。

A、第一に「国民共通の基礎年金の確立」、第二に「適正給付・適正負担」、そして第三に「女性の年金権の確立」です。これまで年制度は、職種によって分かれており、不安定な年金財政をかかえる年金もできてきました。また有利な制度とそうでない制度の差もありました。一方サラリーマンの奥さ

んは任意加入でしたので、任意加入していない奥さんの場合は、障害者となったり、離婚したりしたときに年金の保障を受けられないという問題もありました。

そこで、こうした問題を解決してたれもが公平に年金を受けられるように、①サラリーマンもその奥さんも全員国民年金に加入することとし、②国民年金は、全国民に共通の基礎年金を支給する制度に改められました。

ところで、現在の年金給付水準を続けること、将来、四十年間加入したサラリーマンの場合、奥さんも国民年金に四十年間加入していると、夫婦合わせた年金額はサラリーマンの平均月収よりも多くなってしまう。

そしてそれを支える現役のサラリーマンの保険料は、月収の三八・八%、国民年金保険料は、月額一万九千五百円(五十九年度価格)と、現在の三倍以上になると予測されます。

そこで、年金額の水準を、現役労働者の所得や保険料負担とつりあいがとれるよう、二十年かけて少しずつ適正化することになりました。

もらっている人は？

Q、改正法の施行前からもらっている人はどうなりますか。

A、改正前の法律が適用されますので、従来通りの年金ももらえます。年金額が下がることはありません。

年金で暮らせる？

Q、将来、年金をもらえようになったとき、

A、厚生年金に四十年加入した場合の年金額は、夫婦合わせて年間平均約三百二十万円、月額十七万五千円(五十九年度価格)になります。この額で十分かどうかは、個人の判断次第です。これでは、老後を楽めないという方は、それなりの備えが必要です。

人生には三回お金を必要とする時期があるとわかっていきます。第一は住宅購入、第二は子供の大学進学、そして第三は自らの老後の資金です。この老後の資金を支えるの



年金で豊かな生活

写真は県主催の本年度広報コンクールで最優秀賞を受賞(撮影者は新藤正明)



年金特集

「障害」を充実

加入者も3種類

学生や海外在住者は任意加入

加入者はどんな人



自営業者など (第1号被保険者) サラリーマン・OLなど (第2号被保険者) 家庭の主婦など (第3号被保険者)

Q 新国民年金に加入する人はどんな人ですか。

A 加入する人は、次の三つに分けられます。いずれも強制加入です。

① 第一号被保険者
日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の自営業の方とその家族の方。その他に国会議員、地方議会議員とその配偶者、被用者年金制度(厚生年金など)の障害年金受給者とその配偶者、遺族年金受給者も第一号被保険者です。

② 第二号被保険者
厚生年金保険の加入者で、二十歳未満、六十歳以上六十五歳未満の人も含まれます。

③ 第三号被保険者
厚生年金保険加入者の配偶者で夫の扶養となっており、二十歳以上六十歳未満の人。

任意加入被保険者

Q 任意加入被保険者とは、希望すれば第一号被保険者として任意加入することが出来ます。

A 二十歳以上六十歳未満の学生や被用者年金制度の老齢年金受給者。

六十歳以上、六十五歳未満の人(より多くの年金の受給を希望する人や、加入すれば受給資格1年増により短縮の特例あり)の二十五年以上になる人。

○ 在外邦人で二十歳以上六十五歳未満の人。

「子の加算」を創設

Q 私には障害基礎年金(一級)をもらっていますが、改正をうけていますか。

A 従来、二十歳になる前に身障者になった方に「障害基礎年金」国民年金加入後に「障害基礎年金」国民年金加入後に「障害基礎年金」が支給されてきました。しかし、二つの年金の間に差があり、不公平を感じていました。今回の改正では、この差をなくすため、「障害基礎年金」として一つにし、年金の増額と子供が加算されるようになりました。

「障害基礎年金」の受給資格は、二十歳前に身障者になった方(年金は二十歳から)は無条件に、二十歳を過ぎ身障者となった方は、国民年金加入後、

子の加算額増やす

統合して「遺族基礎年金」に



子1人18万円加算

Q 母子年金はどうなるのですか。

A 母子年金は、遺族基礎年金という名に変わり、子の加算額を多くしました(下表)。市内には受給者がいませんが、母子年金、遺児年金、母子福祉年金、母子福祉年金も同時に遺族基礎年金になります。

死亡一時金の額は

Q 年金に加入して、もう前に死亡した場合

・妻と子1人 月額65,000円

・妻と子2人 // 80,000円

・妻と子3人 // 85,000円

子がかかる場合

・子1人 月額50,000円

・子2人 // 65,000円

・子3人 // 70,000円

(価格はすべて59年度価格)

※この場合の子とは、18歳未満の子、または20歳未満で障害の程度が1級・2級の子をいいます。

保険料納付期間	死亡一時金
3年以上 25年未満	100,000円
25年以上 30年未満	126,500円
30年以上 35年未満	160,000円
35年以上	200,000円

「遺族」

給料20万円で1800円

厚生年金に入る妻の保険料

表③ 受給期間短縮の特例

施行日の年齢	生年月日	期間
59歳	大正15年4月2日~昭和2年4月1日	21年
58歳	昭和2年4月2日~昭和3年4月1日	22年
57歳	昭和3年4月2日~昭和4年4月1日	23年
56歳	昭和4年4月2日~昭和5年4月1日	24年

表④ 老齢基礎年金の計算例

厚生年金保険加入	未加入	(新)国民年金加入
6年	15年6か月	18年6か月
60万円 × 6 × 12 + 18 × 12 + 6		
40年 × 12		
= 60万円 × 72 + 222		
480		
= 36万7,500円		

表① 老齢基礎年金の計算式

$$60万円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数}) \times \frac{1}{3}}{(\text{加入可能年数}) \times 12}$$

表② 昭和16年4月1日以前に生まれた人の加入可能年数

生年月日	加入可能年数
T15.4.2~S2.4.1	25年
S2.4.2~S3.4.1	26年
S3.4.2~S4.4.1	27年
S4.4.2~S5.4.1	28年
S5.4.2~S6.4.1	29年
S6.4.2~S7.4.1	30年
S7.4.2~S8.4.1	31年
S8.4.2~S9.4.1	32年
S9.4.2~S10.4.1	33年
S10.4.2~S11.4.1	34年
S11.4.2~S12.4.1	35年
S12.4.2~S13.4.1	36年
S13.4.2~S14.4.1	37年
S14.4.2~S15.4.1	38年
S15.4.2~S16.4.1	39年
S16.4.2以後	40年

妻の老齢基礎年金の計算例



有馬小で行われた市民レクリエーション大会

OL期間も計算に

Q サラリーマンの妻です。いままで任意加入し、自分も任意加入し、老齢基礎年金の保険料納付済月数に加入され、入っている。加入年数が多く、収入も高いため、任意加入した分は、

A 任意加入した分は、加入年数に算入され、加入可能年数に算入されます。加入年数が多く、収入も高いため、任意加入した分は、加入年数に算入され、加入可能年数に算入されます。

老齢年金に対する控除額

区分	65歳未満	65歳以上
老年者年金特別控除		78万円
給与所得控除	57万円	57万円
老年者控除		25万円
基礎控除	33万円	33万円
計	90万円	193万円

※控除対象となる配偶者がいる場合は、配偶者控除33万円が加わりますので、65歳未満が123万円、65歳以上が226万円になります。

Q サラリーマンの妻です。いままで任意加入し、自分も任意加入し、老齢基礎年金の保険料納付済月数に加入され、入っている。加入年数が多く、収入も高いため、任意加入した分は、

A 任意加入した分は、加入年数に算入され、加入可能年数に算入されます。加入年数が多く、収入も高いため、任意加入した分は、加入年数に算入され、加入可能年数に算入されます。



年金の相談は...

年金法の改正で、自分の年金はどうなるのか、という不安や疑問、またわからないことがありましたら、保険年金課年金係(市役所2111内線45)へお問い合わせください。また毎月第3次曜日の午前10時から午後3時まで(正午から午後1時まではを除く)、県から派遣された専門相談員が相談に応じていますので、ご利用ください。

自営業の人など第一号被保険者にかぎらず、自給給付として残ります。付加年金とは、ふつうの保険料のほかに、月額四万円の付加保険料を納めると、次の式で計算した額が老齢基礎年金に加算されます。

付加年金額(年額) = 二百円 × 付加保険料を納めた月数

二十歳から四十年間、ふつうの保険料に付加保険料を支払った場合、六十九万六千円(五十九年度価格)で、夫給合わせると百三十九万九千円となります。

表① 特別支給の老齢厚生年金額の計算式

定額部分	報酬比例部分
表①に (2,400円-1,250円) × 加入期間の月数	表②に 平均標準報酬月額 × (10/1000 - 7.5/1000) × 加入期間の月数

表② 特別支給の計算例 (59年度価格)

- (1) 定額部分...1,849円 × 420月 = 776,580円
- (2) 報酬比例部分...254,000円 × (8.91/1000) × 420月 = 950,520円
- (3) 加給年金...180,000円
- (1)+(2)+(3)=1,907,100円

表③ 老齢厚生年金の乗率

生年月日	施行日年齢	乗率	生年月日	施行日年齢	乗率
昭2.4.1以前	59歳	10/1000	昭13.4.1以前	48歳	8.54/1000
昭3.4.1以前	58歳	9.86/1000	昭14.4.1以前	47歳	8.41/1000
昭4.4.1以前	57歳	9.72/1000	昭15.4.1以前	46歳	8.29/1000
昭5.4.1以前	56歳	9.58/1000	昭16.4.1以前	45歳	8.18/1000
昭6.4.1以前	55歳	9.44/1000	昭17.4.1以前	44歳	8.06/1000
昭7.4.1以前	54歳	9.31/1000	昭18.4.1以前	43歳	7.94/1000
昭8.4.1以前	53歳	9.17/1000	昭19.4.1以前	42歳	7.83/1000
昭9.4.1以前	52歳	9.04/1000	昭20.4.1以前	41歳	7.72/1000
昭10.4.1以前	51歳	8.91/1000	昭21.4.1以前	40歳	7.61/1000
昭11.4.1以前	50歳	8.79/1000	昭21.4.2以後	39歳以下	7.50/1000
昭12.4.1以前	49歳	8.66/1000			

表④ 定額部分の経過的な定額単価 (注)59年度価格による

生年月日	施行日年齢	定額単価(注)	生年月日	施行日年齢	定額単価(注)
昭2.4.2以前	59歳以上	2,400円	昭12.4.2-13.4.1	48歳	1,676円
昭2.4.2-3.4.1	58歳	2,323円	昭13.4.2-14.4.1	47歳	1,623円
昭3.4.2-4.4.1	57歳	2,249円	昭14.4.2-15.4.1	46歳	1,570円
昭4.4.2-5.4.1	56歳	2,176円	昭15.4.2-16.4.1	45歳	1,520円
昭5.4.2-6.4.1	55歳	2,106円	昭16.4.2-17.4.1	44歳	1,471円
昭6.4.2-7.4.1	54歳	2,039円	昭17.4.2-18.4.1	43歳	1,424円
昭7.4.2-8.4.1	53歳	1,974円	昭18.4.2-19.4.1	42歳	1,379円
昭8.4.2-9.4.1	52歳	1,910円	昭19.4.2-20.4.1	41歳	1,334円
昭9.4.2-10.4.1	51歳	1,849円	昭20.4.2-21.4.1	40歳	1,291円
昭10.4.2-11.4.1	50歳	1,790円	昭21.4.2以後	39歳以下	1,250円
昭11.4.2-12.4.1	49歳	1,733円			

表⑤ 老齢厚生年金の計算式

平均標準報酬月額 × (10/1000 - 7.5/1000) × 加入期間の月数

老齢厚生年金の中味は、いまの報酬比例部分ですから、つぎのように
いまと同じ計算式を用いますが、20年かけて10/1000から7.5/1000になるよう、
年齢に応じて徐々に引き下げ(表③)られています。

表⑥ 経過的な加算の計算式

2,400円-1,250円(表④) × 加入期間の月数(420月を限度)
<注> 2,400円 × 昭36.4.1以後の20歳以上80歳未満の加入期間の月数
- 600,000円 × 昭36.4.1以後の20歳以上80歳未満の加入期間の月数 × 12

表⑦ 65歳からの計算例

- (1) 老齢基礎年金...600,000円
- (2) 老齢厚生年金...254,000円 × (8.91/1000) × 420月 = 950,520円
- (3) 加給年金...180,000円
- (4) 経過的な加算...1,849円 × 420月 - 600,000円 = 176,580円
- (1)+(2)+(3)+(4)=1,907,100円

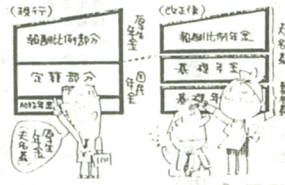
35年加入で年額190万

—給与の平均額が25万円の場合に—

厚生年金



年金で老後はゆとりと豊かさを...



Q、私の夫は、昭和十年四月一日生まれです。六十歳で退職したとすると、厚生年金の加入期間が三十五年になり、平均標準報酬月額(簡単にいうと三十五年間の給与の平均額。すべての会社などは社会保険庁へ給与に関する所定の届けをすくと、標準報酬月額が決めます)は、

年金額はいくら

老齢厚生年金で支払われます

る。会社ではこれを元にして各人の保険料を差し引くことになる)は二十五万四千円です。年金額はいくらになるでしょう。

年金額の計算式

「特別支給」の老齢厚生年金額は、表⑤の式に加給年金額を加えたものです。あなたの夫の場合は、表⑥のようになり、年額百九十万七千円になります。ただし、加給年金額は、あなたが六十五歳になると、老齢基礎年金がもたりますので、その時にはなくなります。

定額部分とは?

A、上図を元に説明すると、現在の厚生年金は、定額部分と扶養家族がいる場合の加給年金、そして給与の額に比例する報酬比例部分からなっています。これが改正後の厚生年金は、妻が義と夫が義の国民年金の各老齢基礎年金、そして夫が義の報酬比例年金から構成されます。このほかに障害厚生年金、遺族厚生年金もあります。

現在の厚生年金では、六十歳以上の退職者は老齢年金をうけられることになっていますが、新制度では、老齢基礎年金は六十五歳からうけることになり、十五歳からうけることになり、年金は「特別支給」の時と同じ額になります。



年金の加入の手続をする主婦

手続きは保険年金課で

今回の改正で、サラリーマンの奥さんは、全員国民年金に加入することになり、奥さんが夫の扶養になつていれば、その保険料が夫の厚生年金制度から一括して支払われることになりました。そのための手続きを市役所保険年金課で受け付けます。

手続きは、いままでも国民年金に任意加入している人として異なる人として次のように異なります。

加入している人

現在、国民年金に任意加入している人には、社会保

未加入の人

現在、国民年金に任意加入していないサラリーマンの奥さんは、四月から強制加入となり、届け出が必要です。手続き方法がまだ決まっていますので、決まら次第、本紙でお知らせします。

妻は全員、国民年金加入

サラリーマンの妻は夫の厚生年金から支払い

また、夫が共済組合(公務員や学校の先生など)に加入している奥さんも、改正法案が去年二月二十日に成立しましたので、同じように届け出をしていただきます。しかし、これらもまだ手続き方法が決まっていますので、決まら次第お知らせします。

60歳から特別支給給付 65歳に

なるまで